（別紙）

海上輸送中のコンテナーにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案に関する意見・情報の募集の結果について

１　意見・情報の募集の実施状況
実施期間：令和７年８月 27 日から令和７年９月 25 日まで
提出意見：３通（計３件）

２　御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
本改正についてあまり賛成出来ない。 おそらくコンテナ（あるいは他運搬容器や梱包等）は色々な所で傷付く可能性があるのではと思われるが、故に本改正は我が国の防除体勢を甘くしてしまうものではないかと考える。 本改正は行わないようにすべきと考える。	輸出国において、植物防疫機関が低温処理コンテナーにき裂、損傷等ないことを確認し、また、日本への到着後は、植物防疫官が低温処理コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認した場合のみ処理の継続を認めるため、コンテナーの損傷を原因として検疫有害動植物が国内に分散する恐れはないと考えております。
亀裂、損傷等がない密閉されたコンテナであることの確認はどのように行われるのか教えてください。農林水産大臣が定める告示基準の消毒の項において、生果実の中心部の温度について規定していますが、中心部の温度はどのように確認しているか教えてください。	コンテナーにき裂、損傷等がなく密閉されていることの確認については、低温処理コンテナーの日本への到着後、遅滞なく、植物防疫官が輸入者等への聞き取りにより行うとともに、その後、植物防疫官が目視による現物確認を行います。 生果実の中心部の温度は、コンテナー内の生果実に温度センサーを挿入して測定します。中心部の温度が基準を満たしているかの確認は、植物防疫官が輸出国植物防疫機関と原則共同で行います。
国会で取り上げてください	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。